

## 政策保有株式の議決権行使基準

### 【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

上場会社がいわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、(中略)

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための基準を策定・開示すべきである。

---

《政策保有株式に係る議決権の行使について適切な対応を確保するための基準》

当社は、政策保有株式の議決権行使について、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を毀損させる可能性がないかを個別に精査した上で、議案への賛否を判断する。

(コーポレートガバナンスガイドライン第5条3項)